



茨城県報

第 2 0 5 7 号

平成21年 2 月26日

木 曜 日

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

ページ

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則..... 2

告 示

青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) 8

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 8

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課) 8

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 8

大規模小売店舗の変更の届出 (7 件) (中小企業課) 9

道路の区域の変更 (8 件) (道路維持課)16

道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)20

土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)20

土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所)21

(選挙管理委員会)

政治資金規正法による報告書の閲覧に関する規程の廃止.....22

公 告

落札者等の公示 (情報政策課)22

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)22

都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)23

開発行為の工事完了 (11件) (建築指導課)23

規 程

(選挙管理委員会)

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程.....26

正 誤

平成20年 9 月 4 日付け茨城県報第2009号中.....32

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成21年 2 月26日

茨城県公安委員会委員長 川 又 論

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成13年茨城県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令の方法)

第 2 条 条例第 6 条第 4 項の規定による命令は、命令書（別記様式第 1 号）を交付して行うものとする。

2 条例第 6 条第 6 項の規定による命令は、命令書（別記様式第 2 号）を交付して行うものとする。

3 前 2 項の命令書を交付したときは、相手方から命令書受領・違反確認書（別記様式第 3 号）を徴するものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第 3 条 条例第 6 条第 5 項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

市 名	地 域
水戸市	泉町三丁目, 五軒町三丁目, 栄町一丁目, 三の丸一丁目のうち 1 番から 4 番まで (住居表示), 大工町一丁目, 大工町二丁目, 天王町のうち 4 番から 7 番まで (住居表示), 宮町一丁目, 宮町二丁目
土浦市	有明町, 桜町一丁目から桜町三丁目まで, 大和町

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

住 居
氏 名
生年月日 年 月 日

所属
階級
氏名 印

命 令 書

あなたが行った下記の誘引行為は、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成13年茨城県条例第34号）第 6 条第 3 項の規定に違反するので、同条第 4 項の規定により、当該誘引行為をやめるよう命じます（この命令に違反した者は、同条例第12条第 1 項第 1 号の規定により30万円以下の罰金又は拘留に処することとされています。）。

記

1 日時 年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容

次に掲げる者となるよう呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、誘引したもの

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）を受ける客

午後10時から翌日の午前 6 時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を受ける客

性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける客（利用者）

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長（茨城県警察本部に所属する警察官が行った処分については茨城県警察本部長）に対して、異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意) 印のある欄については、該当する にレ印を付すこと。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

住 居
氏 名
生年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

所 属
階 級
氏 名 印

命 令 書

あなたが行った下記の客引き等の相手方となる者を待つ行為は、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成13年茨城県条例第34号）第 6 条第 5 項の規定に違反するので、同条第 6 項の規定により、当該行為をやめるよう命じます（この命令に違反した者は、同条例第13条の規定により20万円以下の罰金又は拘留に処することとされています。）。

記

1 日時
年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容

次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの

性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧

性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売

性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

午後10時から翌日の午前 6 時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる営業に関する情報の提供

次に掲げる行為について、呼び掛け、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの

性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧

性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売

性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

(裏面)

次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの

性的好奇心をそそる見せ物への出演

性的好奇心をそそる物品の被写体となる行為

性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供

歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為

次に掲げる行為について、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの

性的好奇心をそそる見せ物への出演

性的好奇心をそそる物品の被写体となる行為

性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供

歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長（茨城県警察本部に所属する警察官が行った処分については茨城県警察本部長）に対して、異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意) 印のある欄については、該当する にレ印を付すること。

別記様式第 3 号 (第 2 条関係)

命令書受領・違反確認書

1 私は、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例 (平成13年茨城県条例第34号) 第 6 条 第 項の規定による命令を受け、命令書 (年 月 日 第 号) を確かに受領しました。

2 私は、 年 月 日 午前・午後 時 分ころ、茨城県 において、

.....

受領・確認者

年 月 日

住 居

氏 名

印

生年月日 年 月 日

連絡先 (- -)

取扱者

告 示

茨城県告示第196号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 6 8 2	映画	グロテスク	ジョリー・ロジャー
2 6 8 3	映画	屋台のお姉さん 食べごろな桃尻	オーピー映画
2 6 8 4	映画	獣の交わり 天使とやる	新 東 宝 映 画
2 6 8 5	映画	不倫ファミリー 昼から生飲み	オーピー映画
2 6 8 6	映画	火照る姉妹 尻・感染愛撫	新 日 本 映 像
2 6 8 7	映画	新日本映像ニュース 火照る姉妹 尻・感染愛撫	新 日 本 映 像
2 6 8 8	映画	いとこ白書 うずく淫乱熱	オーピー映画

茨城県告示第197号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810200279	日立共同作業所 ふきのとう	日立市末広町 1 - 1 - 3	特定非営利活動 法人日立ふきの とうの会	日立市末広町 1 - 1 - 3	平成21年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第198号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担 当 する 医療の種類	管理薬剤師の氏名	指 定 年月日
みすず薬局つくば豊里店	つくば市田倉4731 - 3	薬局（調剤）	貫 田 英 里	平成21年 2 月 1 日

茨城県告示第199号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支

援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	種別	主として担当する 薬剤師の氏名	指 定 年月日
ウエルシア薬局茨城境町店	猿島郡境町庚申塚38 - 3	薬局（調剤）	増 山 和 登	平成21年 2 月 1 日
アルファーム薬局絹の台店	つくばみらい市絹の台 3 - 21 - 5	薬局（調剤）	北 島 洋 子	平成21年 2 月 1 日

茨城県告示第200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3 月31日までの間県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3 月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4 月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 荻 澤 誠

(2) 住所

水戸市住吉町284番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ けやき台店

水戸市けやき台 3 丁目38番地 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 蓼 沼 弘 治

（変更後） 代表取締役 荻 澤 誠

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5 月26日
株式会社いいの	埼玉県戸田市笹目 3 丁目18番12号	飯 野 忠	退店	平成18年 2 月28日
松原陽一郎	日立市成沢町 2 丁目 7 番 8 号		退店	平成20年 9 月27日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の1	荻 澤 誠		
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325 - 19	桐 村 幸 雄	新規	平成18年 3 月14日
有限会社バラ屋	水戸市千波町423	嶋 田 孝	新規	平成21年 2 月 6 日

(3) 変更の年月日

ア 平成20年 5 月26日

(4) 変更する理由

設置者の代表者及び小売店舗が変更したため

3 届出年月日

平成21年 2 月 9 日

茨城県告示第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3 月31日までの間県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3 月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4 月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社セイブ

代表取締役 荻 澤 誠

水戸市住吉町284番地の1

(2) 菊池土木株式会社

代表取締役 菊 池 敏

水戸市元吉田町1730 - 3

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 元吉田店

水戸市元吉田町1562番地 2

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
小泉 進	石岡市東光台 1 - 1 - 5		退店	平成19年 4月30日
朝日製菓株式会社	水戸市堀町951	田 所 幸 雄	退店	平成18年 2月28日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
有限会社朝日屋	水戸市本町 3 丁目 9 番地 3 号	長谷川 保 夫	新規	平成19年 5月10日

(3) 変更する理由

小売店舗が変更したため

3 届出年月日

平成21年 2月 9日

茨城県告示第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3月31日までの間県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 荻 澤 誠

(2) 住所

水戸市住吉町284番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 袴塚店

水戸市袴塚 2 - 4 - 56

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 蓼 沼 弘 治

(変更後) 代表取締役 荻 澤 誠

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5月26日
株式会社フクダヤ	水戸市大工町 2丁目 1番30号	廣 瀬 清 一	退店	平成15年 6月30日
有限会社本田生花苑	石岡市杉並 1丁目 6番38号	本 田 文 三	退店	平成17年 2月28日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の 1	荻 澤 誠		
株式会社ふくや	那珂市菅谷2537 - 1	福 田 昌 弘	新規	平成15年 7月 1日
栗又 榮	笠間市石井1151 - 17		新規	平成17年 3月 1日

(3) 変更の年月日

ア 平成20年 5月26日

(4) 変更する理由

設置者の代表者及び小売店舗が変更したため

3 届出年月日

平成21年 2月 9日

茨城県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3月31日までの間県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労働課、平成21年 4月 1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 荻 澤 誠

(2) 住所

水戸市住吉町284番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 大洗店

東茨城郡大洗町磯浜町字見付久保8244 - 26

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 蓼 沼 弘 治

(変更後) 代表取締役 荻 澤 誠

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5月26日
株式会社いいの	埼玉県戸田市笹目 3丁目18番12号	飯 野 忠	退店	平成16年11月30日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の 1	荻 澤 誠		

(3) 変更の年月日

ア 平成20年 5月26日

(4) 変更する理由

設置者の代表者及び小売店舗が変更したため

3 届出年月日

平成21年 2月 9日

茨城県告示第204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3月31日までの間県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 荻 澤 誠

(2) 住所

水戸市住吉町284番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 那珂湊店

ひたちなか市南神敷台16 - 3

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 蓼 沼 弘 治

(変更後) 代表取締役 荻 澤 誠

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5 月26日
黒澤 信雄	ひたちなか市湊中央 2 丁目 7 番 24号		退店	平成20年 1 月31日
有限会社りばばいん	栃木県小山市若木町 2 丁目13番 23号	川 松 弘 昭	退店	平成15年10月31日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の 1	荻 澤 誠		

(3) 変更の年月日

ア 平成20年 5 月26日

(4) 変更する理由

設置者の代表者及び小売店舗が変更したため

3 届出年月日

平成21年 2 月 9 日

茨城県告示第205号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3 月31日までの間県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3 月31日までは茨城県県西地方総合事務所商工労働課、平成21年 4 月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー下館店

筑西市菅谷1513番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 小 林 哲 美

(変更後) 代表取締役 宇津木 雅 美

(3) 変更の年月日

平成18年 3 月 1 日

(4) 変更する理由

代表者変更のため

3 届出年月日

平成21年 2 月16日

茨城県告示第206号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3 月31日までの間県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3 月31日までは茨城県県西地方総合事務所商工労政課、平成21年 4 月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー総和店

古河市東牛谷508 - 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 小 林 哲 美

(変更後) 代表取締役 宇津木 雅 美

(3) 変更の年月日

平成18年 3 月 1 日

(4) 変更する理由

代表者変更のため

3 届出年月日

平成21年 2月16日

茨城県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市東成井1860番2地先から 石岡市東成井1860番8地先まで	旧 (A)	メートル 最大 45.5	メートル 79	
石岡市東成井1860番2地先から 石岡市東成井1664番3地先まで		最小 11.0		
石岡市東成井1860番2地先から 石岡市東成井1664番3地先まで	新 (B)	最大 45.5	172	
石岡市東成井1860番2地先から 石岡市東成井1664番3地先まで		最小 6.8		
石岡市東成井1860番2地先から 石岡市東成井1664番3地先まで	新 (B)	最大 45.5 最小 6.8	172	旧道移管

茨城県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 日立笠間線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大淵字住之内224番地先から 笠間市笠間731番 1 地先まで 笠間市大淵字住之内224番地先から 笠間市笠間字神明前483番地先まで	(A)	メートル 最大 10.5	メートル 559	
		最小 6.0		
	(B)	最大 33.5	866	
		最小 13.5		
笠間市大淵字住之内224番地先から 笠間市笠間字神明前483番地先まで	新 (B)	最大 33.5 最小 13.5	866	旧 道 移 管

茨城県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市吾妻四丁目 6 番 7 地先から つくば市吾妻四丁目 6 番 7 地先まで	旧	メートル 最大 15.0	メートル 21	
		最小 11.5		
	新	最大 35.0	21	
		最小 11.5		
				トンネル地上部の管理用敷地編入

茨城県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大賀牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
潮来市島須字馬ノ峰829番 1 地先から 潮来市島須字諏訪後372番 2 地先まで	旧	メートル 最大 35.4 最小 6.5	メートル 239	
	新	最大 35.4 最小 10.6	239	現道拡幅

茨城県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑西市大字折本字西谷津517番 1 から 筑西市大字樋口字水無594番まで 筑西市大字折本字西谷津517番 1 から 筑西市大字樋口字仙在711番 2 まで	旧	(A) メートル 最大 27.0 最小 6.0	メートル 1,940	
		(B) 最大 58.0 最小 22.0	1,227	
筑西市大字折本字西谷津517番 1 から 筑西市大字樋口字仙在711番 2 まで	新 (B)	最大 58.0 最小 22.0	1,227	旧道移管

茨城県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑西三和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑西市大字舟入110番28地先から 筑西市大字関本中字前浜1101番地先まで	旧 (A)	メートル 最大 19.0	メートル 4,020	
		最小 6.0		
	旧 (B)	最大 51.0	4,280	
		最小 16.0		
新 (B)	最大 51.0 最小 16.0	4,280	旧 道 移 管	

茨城県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字塩子字八子493番 地先から 東茨城郡城里町大字塩子字八幡下647番1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 8.8	メートル 184	
		最小 2.9		
	旧 (B)	最大 22.0	114	
		最小 11.0		
新 (B)	最大 22.0 最小 11.0	114	旧 道 移 管	

茨城県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
東茨城郡城里町大字大網字大沢519番 1 地先から 東茨城郡城里町大字大網字田ノ入口 423番 1 地先まで	(A)	メートル	メートル	424	
		最大	6.6		
		最小	2.7		
		旧	(B)		最大
	最小	11.0			
	新	(B)	最大	36.8	383
最小	11.0	旧道移管			

茨城県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 宮ヶ崎小幡線
- 2 供用開始の区間 鉾田市大字紅葉字新川添1032番 1 地先から
東茨城郡茨城町大字鳥羽田字新川付1674番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 2 月26日

茨城県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 内原塩崎線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字大戸字仲内1678番地先から
東茨城郡茨城町大字前田字なべころし705番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3 月 6 日

茨城県告示第217号

筑西市舟生1040番地に事務所を置く関城東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年 2 月26日

茨城県筑西土地改良事務所長 友 部 謹 厳

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	糸 井 一 夫	筑西市関館279番地
〃	塚 原 鉄 雄	〃 辻1310番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 一 雄	筑西市木戸85番地
"	大 吉 清	" 藤ヶ谷1303番地
"	勝 沼 一 夫	" 井上1312番地
"	永 井 泰 之	" 野殿1071番地
"	正根知 進	" 辻1403番地 1
"	田 崎 重 信	" 藤ヶ谷1129番地 1
"	古谷田 光 之	" " 1852番地 5
"	田 崎 正 一	" " 1159番地 3
"	中 山 博 正	" 木戸113番地
"	宮 崎 壽 雄	" 藤ヶ谷413番地 1
監 事	箱 守 利 雄	" 関館142番地
"	篠 崎 一 幸	" 藤ヶ谷1454番地
"	生 井 龍 男	" 井上1348番地 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 山 博 正	筑西市木戸113番地
"	塚 原 鉄 雄	" 辻1310番地
"	飯 田 光 治	" 藤ヶ谷1178番地
"	中 山 勇 一	" 木戸134番地 1
"	渡 邊 栄 市	" 藤ヶ谷1266番地 3
"	淀 縄 誠 司	" 井上1272番地
"	正根知 啓 一	" 辻1409番 2
"	永 井 泰 之	" 野殿1071番地
"	田 崎 春 治	" 藤ヶ谷739番地
"	植 木 重 夫	" " 1299番地 3
"	大 吉 章	" " 1248番地 2
"	岩 岡 勇	" 関館220番地
監 事	箱 守 利 雄	" " 142番地
"	杉 山 健次郎	" 藤ヶ谷1016番地 4
"	小 貫 敞	" 井上387番地 1

茨城県告示第218号

平成10年 1月 6日付け太土改指令第 1号をもって認可のあった常陸大宮市が行う三美北部地区土地改良事業（中山間ふるさと形成モデル事業）については、平成11年 3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1項の規定により届出があったので、同条第 2項の規定により公告する。

平成21年 2月26日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 川 久 保 隆

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法による報告書の閲覧に関する規程(昭和51年茨城県選挙管理委員会告示第11号)は、廃止する。

平成21年 2 月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

共用端末機器等賃貸借 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成20年12月19日 日立キャピタル株式会社茨城支店 水戸市泉町一丁目 2 番 1 号 37,225,440円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成21年 4 月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成21年 2 月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 夢工房おおぞら
- 3 代表者の氏名
石 井 明 正
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県下妻市北大宝219番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、就労の場の拡充及び就労支援に関する事業を行い、障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年4月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成21年 2 月13日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はるもにえ

## 3 代表者の氏名

今 道 まさみ

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市下広岡670番地43

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日本及び東欧・西欧の一般市民に対して、商業ベースでは実現困難な音楽文化の紹介や市民青少年の国際交流協力に関する事業を行い、質の高い、かつ、滅多に見聞きすることの少ない音楽芸術作品に接する機会や、国境を超えた人と人との交流の機会を提供することで、双方の地での相手国や相手国民の精神性への理解や友好を促進し、もって国際協力の活動の活性化や、学術、文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

~~~~~  
都市計画の図書の縦覧

石下都市計画下水道の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（石下町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~  
開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字住還西847番41

2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市稲木町402番地

武 石 輝 美

那珂郡東海村東海 1 丁目12番 4 号 (ガーデンハウスA棟)

武 石 誠

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市ひたち野東四丁目33番 4, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28, 同番29 ( 1 工区)

2 事業主の住所及び氏名

つくば市東新井38番地 1

大和ハウス工業株式会社 つくば支店

支配人 大 友 浩 嗣

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市松ヶ丘一丁目30番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木 2 丁目 1 番 1 号

積和不動産株式会社

代表取締役 山 林 高 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市下志筑字兵庫山1695番 4, 同番10

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区西新橋二丁目 9 番 1 号

株式会社 環境美化センター

代表取締役 大 村 義 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字諏訪1307番 3, 1308番 2

2 事業主の住所及び氏名

千葉県松戸市三ヶ月1375番地 コーン・ガーデン203号

高 松 淳 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称



つくばみらい市南太田字堀田台808番 1, 809番 2, 同番 3, 同番 4, 810番 1, 811番, 812番, 813番, 814番,  
字正畝窪816番, 817番, 乙817番, 818番, 819番, 820番, 821番

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市中原1811番地の13

柏乗馬クラブ 株式会社

代表取締役 山 蔦 紘三郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2351番 1, 同番 2

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見5327番地 8

平 野 勝 男

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市神田山字東原1441番 4, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

坂東市神田山1441番 6

倉 持 儀 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長谷字片神辺50番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都江戸川区中葛西 3 丁目14番 9 号

滝 本 三 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長谷字中耕地1935番

2 事業主の住所及び氏名

下妻市下木戸137番地トステム北屋敷寮206

中 村 琢 己

坂東市桐木671番地 5

滝 本 綾

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字高崎字釜内1076番 5

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字高崎1076番地の 1

有限会社カリタス

代表取締役 加 藤 幸 子

~~~~~

---

## 規 程

---

(選挙管理委員会)

### 茨城県選挙管理委員会規程第 1 号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

平成21年 2 月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の 2 第 2 項の規定による報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）のうち茨城県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したものの閲覧及び写しの交付について必要な事項を定める。

(収支報告書等の閲覧)

第 2 条 法第20条の 2 第 2 項の規定により委員会が受理した収支報告書等の閲覧をしようとする者（次項において「申請者」という。）は、収支報告書等閲覧申請書（別記第 1 号様式。次項において「申請書」という。）に所要事項を記載の上、委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、申請者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 収支報告書等の閲覧は、委員会の事務室において、委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。
- 4 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 5 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。
- 6 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(収支報告書等の写しの交付)

第 3 条 法第20条の 2 第 2 項の規定により、委員会の受理した収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、収支報告書等の写しの請求書（別記第 2 号様式。以下この条において「請求書」という。）に所要事項を記載の上、委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 委員会は、法第20条の 2 第 2 項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面（別記第 3 号様式）により通知しなければならない。
- 5 法第20条の 2 第 2 項の規定による請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にそのすべてについて交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、

残りの収支報告書等については、相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、第3項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面（別記第4号様式）により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの収支報告書等について交付をする期限

（収支報告書等の写しの交付の方法）

第4条 収支報告書等の写しの交付は、収支報告書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付により行う。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式 (収支報告書等閲覧申請書の様式)

収支報告書等閲覧申請書

平成 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人にあっては,  
代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第20条の 2 第 2 項の規定に基づき, 下記の収支報告書等の閲覧を申請します。

記

| 区 分    | 政 治 団 体 の 名 称 | 収支報告書等に係る収入及び支出がされた年 |
|--------|---------------|----------------------|
| 収支報告書等 |               |                      |
|        |               |                      |
|        |               |                      |
|        |               |                      |
|        |               |                      |

第 2 号様式 (収支報告書等の写しの交付請求書の様式)

収支報告書等の写しの交付請求書

平成 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人にあっては、

代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第20条の2 第2項の規定に基づき、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

記

| 区 分                                      | 政治団体の名称                            | 収支報告書等に係る収入及び支出がされた年 | 枚数 |
|------------------------------------------|------------------------------------|----------------------|----|
| 収支報告書等                                   |                                    |                      |    |
|                                          |                                    |                      |    |
|                                          |                                    |                      |    |
|                                          |                                    |                      |    |
| 交付の実施方法<br>(希望する方法の<br>に✓印を付けて<br>ください。) | 窓口での交付<br>送付による交付 (別途郵送料が必要となります。) |                      |    |

収支報告書等の枚数が不明な場合、枚数欄は記入不要です。(選挙管理委員会で枚数を確認のうえ記入します。)

【選挙管理委員会使用欄】

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 処 理 状 況 | 1 後日交付      2 即日交付 |
| 備 考     |                    |

上記請求のとおり交付します。

・写しの交付に係る手数料      枚 × 10円      =      円

[決裁]

| 書記長 | 書記長補佐 |      | 課 員   |       | 起案者 |
|-----|-------|------|-------|-------|-----|
|     | (総括)  | (主査) | (庶務G) | (選挙G) |     |
|     |       |      |       |       |     |

第 3 号様式 (収支報告書等の写しの交付期間延長通知書の様式)

収支報告書等の写しの交付期間延長通知書

茨選指令第 号

平成 年 月 日

様

茨城県選挙管理委員会委員長

年 月 日に写しの交付請求のあった収支報告書等については、政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 3 条第 4 項の規定により、次のとおり交付期間を延長します。

|                                                    |                          |
|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 1 政 治 団 体 名                                        |                          |
| 2 収 支 報 告 書 等 に 係 る<br>収 入 及 び 支 出 が さ れ た 年       | 年分                       |
| 3 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 3 条第 3 項の期間 | 年 月 日から ( 日間)<br>年 月 日まで |
| 4 延 長 後 の 期 間                                      | 年 月 日から ( 日間)<br>年 月 日まで |
| 5 交 付 期 間 を 延 長 す る 理 由                            |                          |
| 6 連 絡 先 等                                          | 茨城県選挙管理委員会<br>電話番号 内線    |

第 4 号様式 (収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書の様式)

収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書

茨選指令第 号  
平成 年 月 日

様

茨城県選挙管理委員会委員長

年 月 日に請求のあった収支報告書等の写しの交付請求については、政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 3 条第 5 項の規定により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

|                                                        |                             |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 政 治 団 体 名                                            |                             |
| 2 収 支 報 告 書 等 に 係 る<br>収 入 及 び 支 出 が さ れ た 年           | 年分                          |
| 3 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 3 条第 3 項の期間     | 年 月 日から<br>( 日間)<br>年 月 日まで |
| 4 写しの交付の請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分について交付を行う期限                | 年 月 日                       |
| 5 上 記 4 の 期 限 内 に<br>写 し の 交 付 を す る 部 分               |                             |
| 6 残りの収支報告書等について写しの交付を行う期限                              | 年 月 日                       |
| 7 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 3 条第 5 項を適用する理由 |                             |
| 8 連 絡 先 等                                              | 茨城県選挙管理委員会<br>電話番号 内線       |

---

 正 誤
 

---

平成20年 9 月 4 日付け茨城県報第2009号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行        |
|-----|----------|
| 10  | 下から 8 行目 |

|   |                                                                                                                                                                       |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誤 | <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条の規定は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の照合の付与に関する規程（平成 6 年文部省告示第84号）第 3 条による文部科学大臣の告示があった日から施行する。</p> |
| 正 | <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条の規定は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の照合の付与に関する規程（平成 6 年文部省告示第84号）第 3 条による文部科学大臣の告示があった日から施行する。</p> |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
 （休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)